

## 第3回委員会での主な指摘事項とその対応

指摘事項		対応
海岸管理者への意見照会結果	今後、市町村をはじめとして、ルール策定の過程で様々な疑問点などが現場からあがってくると思われるので、事務局で整理いただきたい。	今後、操作規則の策定状況を含め、適切にフォローして参りたい。
中間とりまとめ(案) 水門・陸閘等の操作・退避ルール	現行のシステムガイドラインの参考資料として添付されている水門・陸閘等の操作要領と今回の操作規則との関連を整理いただきたい。	現行のガイドラインの参考資料に添付されている管理規程は、必ずしも海岸法の規定されている操作規則の記載事項を満たしているものではありません。一方で、操作規則を策定する上で参考となる情報が多く含まれているため、ガイドライン改訂後も参考として残すこととしました。
水門・陸閘等の管理委託のあり方	操作規則に基本的事項を盛り込むとなっているが、今回の指針の中で具体的にどの内容を、どこまで盛り込めばいいのかわかるようにしてほしい。	操作規則に盛り込む事項を網羅した操作規則の記載例(検討案)を参考資料に加え、基本的事項を検討する際の一助としました。
	市町村などマンパワーの足りない現場では、隔々まで資料を読み込んで一から規則を作るのは大変であり、「ひな形」を示すことにより促進することも必要である。	操作規則の策定については、操作規則の記載例を参考資料としました。契約書83事例のうち、提供者の理解が取れたものについて、海岸管理者への情報提供を行う予定です。ひな形については、今後の検討を進めて参ります。
	国としてひな形を示しにくい場合であっても、集まった事例を紹介するだけでも助けになる。	
	わかりやすいフローチャートを作るとか、いろんなケースを提示するとか、わかりやすいサンプルを用意するとかがあれば使う方はずいぶん印象が違う。	
	委託契約書事例は83例集まっているわけだから、ユーザーの関心に応じてホームページから必要な情報が入手できるようにするとともに、ひな形を作成するとよい。	
	高潮はある程度津波より計画的に閉められるとはいえ、津波より発生頻度は高い。豪雨、暴風、波浪の3つの警報を参考にして、安全確保を考慮するように促すべきである。	改訂ガイドラインにおいて、高潮時の標準的な閉鎖手順と留意すべき事項を追加しました。
	「参集場所」について、一般の方に委託されている場合、どういう場所を選ぶのか、そこに集まることにより情報が入手でき、資機材が手にはいるのかというイメージがわからない。	改訂ガイドラインにおいて、参集場所に集まる場合の条件を追記しました。
	参集のケースもわかりやすいサンプルがあれば良い。こういう場合は参集する、またこういう場合は直行するとか、わかりやすくなる。	